

「学校安心ルール」

金塚小学校

基本的な考え方

○学校安心ルールは、ルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるようになることを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えるよう伝えていきます。

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	○いじめをしない ○勉強する ○学校のルールを守る ○人を大切にする ○うそをつかない				
してはいけないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間に遅れる ・授業のじゃまをする。 ・授業に関係ない話をする。 ・授業をぬけだす。 ・授業中、わざと妨害する。 ・学校をさぼる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う。 ・おどしたりこわがるようなことをしたり言ったりする。 ・いやがることを無理やりさせる。 ・暴力をふるう。(プロレス等の技をかける等も) ・物をわざと捨てたり壊したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす ・指導に対して反抗する。 ・挑発的な態度をとる。 ・ばかにしたようなことを言う。 ・指導に対して激しく反抗する。 ・押す、突き飛ばす、ぶつかる等の暴力をふるう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・落書きする ・学校の物を勝手に使う ・学校の物をこわす。 ・法律に違反するようなこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・家庭連絡 ・個別指導、自己を振り返る活動 ・複数の教職員による個別指導、数日間の自己を振り返る活動 ・家庭連絡⇒関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、指導する。 ・状況によっては、「個別指導教室」(生活指導サポートセンター内に設置された教室)で指導を受ける。
	上記の項目よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝等)については、教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

※この学校安心ルールの内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルをもとに作成し運用します。

※学校は児童ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

